
第 1 章

計 画 策 定 の 趣 旨

1. 計画策定の目的

生活排水には、し尿のほか風呂や台所からの排水（以下「生活雑排水」という。）があり、生活雑排水の処理は、下水道、集落排水施設、浄化槽等の処理施設を整備することにより進められていますが、未だに処理が行われていない地域においては、生活雑排水が公共用水域の主な汚濁源となっています。

このことから、生活排水を衛生的に処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画策定の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項において、市町村は、当該区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、所定の事項を定めることとされています。

本計画は、以上に示した法に基づき、周南市の生活排水処理について、その基本方針を定めたものです。

3. 計画の期間

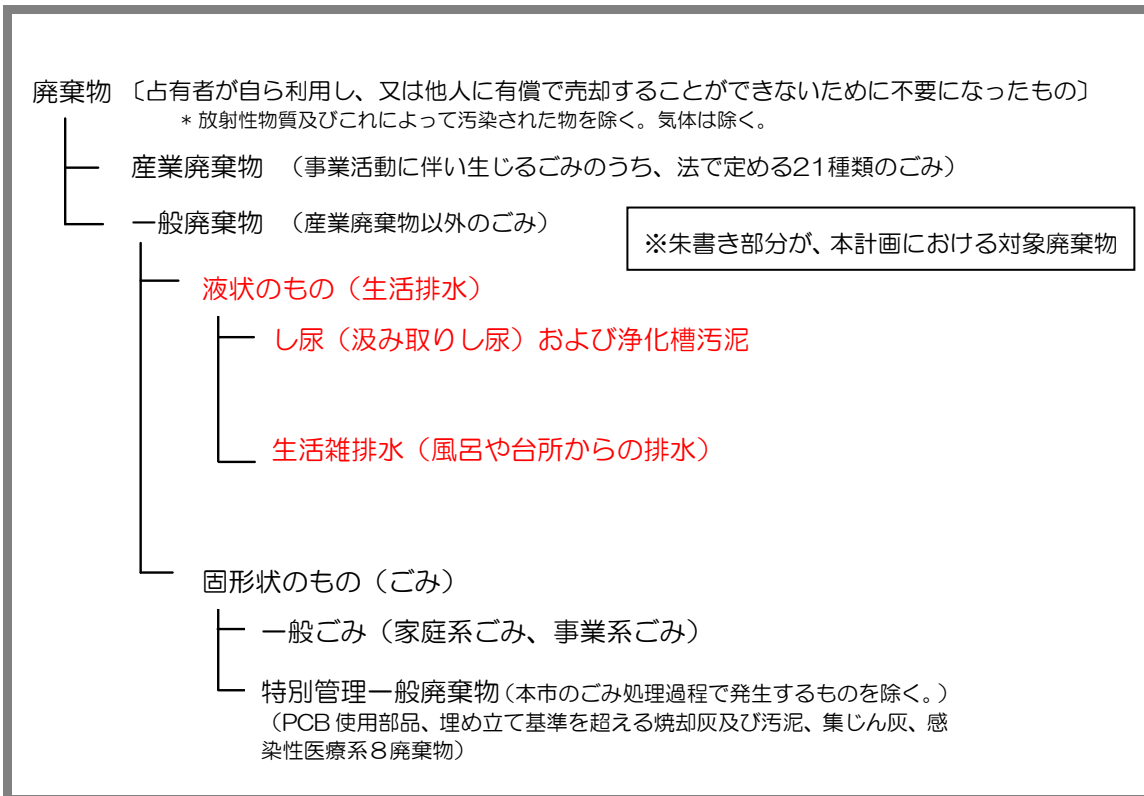
本計画の期間は、平成 20 年度を初年度とし、平成 37 年度を計画目標年度とする 18 年間とします。

また、本計画は、概ね 5 年毎に進捗状況等を踏まえ、平成 24 年度の第 1 回見直しを経て、平成 30 年度の第 2 回見直しの結果を反映させたものです。

4. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図1に示すとおり一般廃棄物で液状のもの「生活排水」とします。

◆図1 計画対象廃棄物



5. 上位計画

(1) 山口県汚水処理施設整備構想

山口県は、市街地、農山漁村部を含めた市町全域において汚水処理施設の整備を効率的に推進するため、各市町と協力して平成 10 年度に「山口県汚水処理施設整備構想」を策定しました。また、平成 15 年度には、社会情勢の変化等を反映させた見直しを行い、効率的な汚水処理施設の整備に努めてきました。

しかしながら、近年の人口減少や高齢化の急速な進行、地域社会構造の変化、地方財政の逼迫、市町村合併による行政区域の再編など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることから、汚水処理施設整備の一層の効率化が急務となっています。

このような折、構想策定の統一的な基準としてきた「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）」（国土交通省）が、平成 20 年度に改定されました。これを契機に、「山口県汚水処理施設整備構想」の見直しが平成 23 年 3 月に行われましたが、その後の社会情勢の変化等を反映させるため、さらなる見直しが平成 29 年 3 月に行われました。

（２）周南市汚水処理施設整備構想

人々が生活の豊かさを実感できる社会を実現するためには、快適な生活環境や良好な水環境は必要不可欠であり、汚水処理施設整備の充実は必須であるといえます。さらに効率的な汚水処理施設の整備を進めるためには、市全域を総合的な観点から公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽設置整備等の整備区域を定めておくことが必要です。

本市においても、平成 16 年度に策定した「周南市汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理施設の整備を進めておりましたが、策定後の少子高齢化、人口減少などの社会情勢の変化により、汚水処理施設整備を取巻く諸情勢が大きく変化し、現構想の整備区域（個別処理区域と集合処理区域）の見直しが急務となっていました。

このような中、平成 19 年 9 月に国土交通省等の 3 省 1 庁*から、早急な見直しを行うよう各都道府県に通知がありました。これに伴い、山口県汚水処理施設整備構想を現状に即して見直すとともに、各市町に対して効率的な整備方法の検証及び、公営企業としての財政計画の十分な検討を行い、市町の構想を見直すよう指示しました。

これを受けて本市では、平成 21 年度から見直し作業に入り、説明会を開催し地域住民の意向を尊重しながら、適正な整備手法を選定し「周南市汚水処理施設整備構想」として平成 23 年 6 月に策定しました。そして、その後の社会情勢の変化等を反映させるため、平成 28 年 6 月にさらなる見直しを行いました。

汚水処理施設整備の充実のためには、地域の実情に即した整備手法を選択し、健全な財政運営に配慮しつつ優先度や費用対効果の高い事業を推進することによって、市内全域について公共用水域の水質保全を図る必要があります。

今後は本構想に基づき、個別の事業計画を策定するとともに、事業展開を図っていきます。

※3 省 1 庁：国土交通省、農林水産省、環境省、水産庁

(3) 周南市まちづくり総合計画

本市は、まちづくりの指針として「第2次周南市まちづくり総合計画」を平成27年3月に策定しました。

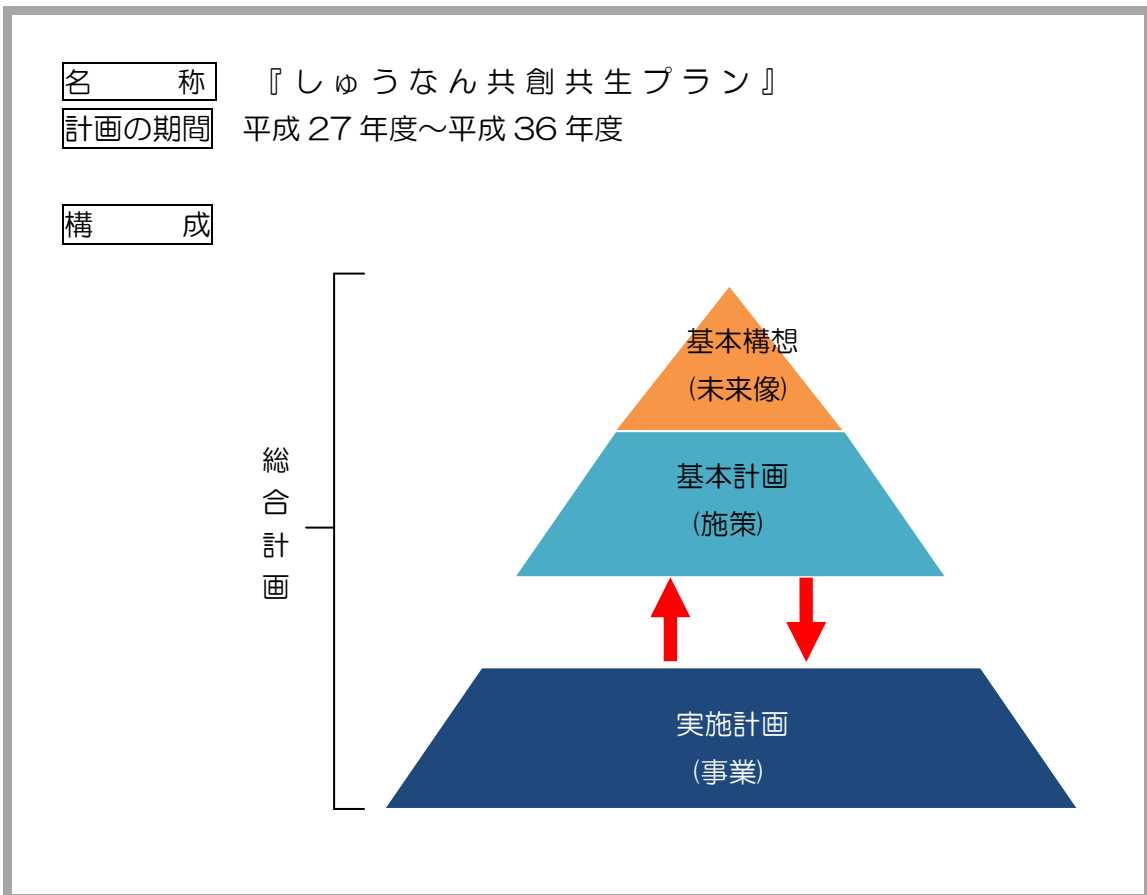
計画の名称は、『しゅうなん共創共生プラン』、計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年計画で、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つにより構成されています。

基本構想は、市民と行政がともに進めていくまちづくりの基本理念、方向性を示すもので、本市が理想とする将来の都市像、まちづくりの目標、施策の大綱等を掲げています。

基本計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標等を実現するための施策展開の指針となるもので、分野ごとに方向性や主要施策等を示しています。社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、前期と後期に分けてそれぞれ5年間の計画としています。

実施計画は、基本計画に従って、具体的な事業や施策の展開を図るため、各年度の実施事業を掲げるもので、計画期間は3年間で毎年見直しを行うものとしています。

◆図2 「第2次周南市まちづくり総合計画」の概要



特に、生活排水に関しては、基本構想で掲げたまちづくりの方向「活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり」、「環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり」を推進・達成するため、前期基本計画の基本施策「水道の安定供給と下水道の充実」、「循環型社会の実現」、「環境保全の推進」に、「污水处理施設の整備」、「効率的な廃棄物処理システムの確立等」、「自然環境の保全と再生」を掲げています。

◆図3 「周南市まちづくり総合計画」（生活排水関係）の概要

